

## 船舶事故調査報告書

平成27年12月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年12月22日 16時30分ごろ
発生場所	大分県佐伯市佐伯港 佐伯港本港北防波堤灯台から真方位304° 1,100m付近 （概位 北緯32° 59.18′ 東経131° 53.86′）
事故調査の経過	平成26年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	海洋調査船 第七開 <sup>かいよう</sup> 洋丸、499トン 120831、海洋エンジニアリング株式会社 54.20m×9.20m×6.08m、鋼 ディーゼル機関、1,177kW、昭和61年1月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 二級海技士（航海） 免許年月日 昭和62年6月4日 免状交付年月日 平成24年4月16日 免状有効期間満了日 平成29年6月3日 航海士A 男性 63歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和48年9月28日 免状交付年月日 平成26年5月16日 免状有効期間満了日 平成31年8月11日 機関士A 男性 59歳 四級海技士（機関） 免許年月日 昭和61年4月3日 免状交付年月日 平成26年10月15日 免状有効期間満了日 平成31年11月23日
死傷者等	重傷 1人（機関士A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、航海士A及び機関士Aほか5人が乗り組み、佐伯港の造船修理工場で修理を終えた後、平成26年12月22日16時00分ごろ、2錨を使用して船尾を接岸させる係留作業を開始した。

	<p>本船は、船長が、船橋で主機関やバウスラスターの操作をしながら作業全体の指揮を行い、両舷錨を投下した後、後進と係留索の巻取りにより岸壁の方に向かった。</p> <p>航海士Aは、船尾の係留作業の指揮を担当し、船尾から直径60mmの係留索（以下「本件係留索」という。）1本を岸壁のビットに取り、スリップウェイを経て船尾甲板中央のネットウインチで巻取りを行った。</p> <p>機関士Aは、機関室での作業を終え、船尾の係留作業の要員でもあったので、船尾部に着いたところ、本件係留索が船尾部手摺りに引っ掛かって緊張していたので、本件係留索から離れなければならないと思い、また、航海士Aから本件係留索が跳ねるおそれがあるとの注意を受けた16時30分ごろ本件係留索に打たれてその場に倒れた。</p> <p>船長は、造船修理会社に電話して救急車の要請を行った。</p> <p>機関士Aは、救急車により病院に搬送され、頭蓋骨陥没骨折、外傷性くも膜下出血、血気胸、右腎外傷等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関士Aは、船尾部での係留作業配置につくのに急いでいたことから、救命胴衣及びヘルメットを着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、佐伯港において、造船修理工場の岸壁で係留作業中、船尾部の係留作業の配置について機関士Aが、船尾部手摺りに引っ掛かって張力がかかった本件係留索に近づいたことから、同手摺りから外れて跳ねた本件係留索に打たれて負傷したものと考えられる。</p> <p>機関士Aは、船尾部手摺りに引っ掛かった本件係留索の状況を見ようと思ったことから、張力がかかった本件係留索に近づいたものと考えられる。</p> <p>機関士Aは、ヘルメットを着用していなかったことから、胸部及び腹部に本件係留索が当たって倒れた際、頭蓋骨陥没骨折及び外傷性くも膜下出血を負った可能性があると考えられる。</p> <p>機関士Aは、船尾部での係留作業配置につくのに急いでいたことから、係留作業に従事する際にヘルメットを使用していなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、佐伯港において、係留作業中、船尾部の係留作業の配置について機関士Aが、船尾部手摺りに引っ掛かって張力がかかった本件係留索に近づいたため、同手摺りから外れて跳ねた本件係</p>

	留索に打たれて負傷したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>本事故後、運航管理会社は、関係先に対し文書により、ヘルメットの着用厳守及びロープ等の反動などに留意することを周知する措置を採った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、必要な保護具を使用させること。</li></ul>

付図1 事故発生場所概略図

